

報告書等取りまとめ費用の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理事会で承認した事業について、会報、報告書などを取りまとめる場合の費用等の支給に関する事項について定める。

(事業)

第2条 この場合の事業とは、会報、報告書等の取りまとめを行う事業とし、代表理事・部会長から委任された委員等が、会報、報告書等を取りまとめる際原稿料をいう。

(金額)

第3条 原稿料の支給基準及び支給額は次のとおりとする。

- 1 支給基準 原稿作成1回につき、3,000 円＋源泉所得税とする。
- 2 適用については、理事会が諸事情を勘案し、決めるものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2008年12月14日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人おかもやま環境ネットワークの設立の登記の日から施行する。
(2012年4月28日理事会議決)
- 3 この規程は、2015年12月12日一部改訂し施行する(2015年12月12日理事会議決)。